

令和四年六月二十一日受領
答弁第一二二〇号

内閣衆質二〇八第二二〇号

令和四年六月二十一日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員櫻井周君提出オンラインカジノの規制のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出オンラインカジノの規制のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「オンラインカジノの取締りを所掌する省庁を明確にし」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いわゆる「オンラインカジノ」（以下「オンラインカジノ」という。）に対する対策については、関係省庁がそれぞれの所掌事務に基づいて実施し、このうち賭博事犯の取締りについては、捜査当局が行っているところである。政府としては、引き続き、関係省庁が連携し、必要な対策を講じてまいりたい。

二について

御指摘の「決済代行業の実態」については、必ずしも明らかになっていないが、政府としては、オンラインカジノに係る資金の流れの実態を把握することは重要であると考えており、例えば、金融機関について、取引において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある等と認められる場合においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八条第一項の規定に基づく届出義務が課されており、捜査当局において、届け出られた情報を必要に応じて捜査に活用しているものと承知し

ている。